

岐阜県公報

号 外 (四) 令 和 七 年 七 月 三 日

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第三百十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 知事指定薬物の名称

- 1 一 (ベンゾ「d」[一・三]ジオキソール・五・イル) 二 (シクロヘキシルアミノ)プロパン 一 オン及びその塩類
(通称Cypuptylone、N-Cyclohexylmethylylone)
- 2 二 一 (四・エトキシフェニル)メチル 一 五・ニトロ 一 H・ベンゾ「d」イミダゾール 一 イル 一 N・エチルエタン 一 アミン及びその塩類
(通称N-Desethyl etonitazene)
- 3 (八R) 六・アリル・N・N・ジエチル 一 (チオフェン 二・カルボニル) 九・十・ジデヒドロエルゴリン 八・カルボキシアミド及びその塩類
(通称T·A·L·L·A·D)

二 指定の理由

条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和七年七月四日

令和七年七月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社